

村有財産売買契約書(案)

売出人 東京都新島村（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により村有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の事務）

第1条 甲乙両者は、本契約に関し審議を重んじ、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書及び利用計画書に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

【名称】	船舶主機関2基(コマツ 12M140S-2)
【出力】	745kw×2035rpm
【運転時間】	右舷：3262.5時間(竣工から無開放) 左舷：3351.7時間(竣工から無開放)

（売買代金）

第3条 売買代金は、金、
円とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲乙協議のうえ定める日に当該物件の所在地において乙に引渡し、乙は、当該物件の受領書（任意様式）を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第6条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（瑕疵担保）

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることが

できない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第9条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 甲は、解除権を行使したときにおいても、第13条の損害賠償を請求することができる。

（乙の原状回復義務）

第10条 乙は、甲が第8条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状回復させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第12条 甲は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第10条第2項又は前条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

特記仕様書

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 売出人 住 所 東京都新島村本村一丁目1番1号
氏名(名称) 東京都新島村長 青 沼 邦 和

乙 買受人 住 所
氏名(名称) ⑩

(代金の支払)

1 代金の支払期日は、平成29年3月24日までとする。

(売買物件の引渡し)

1 引渡し日は、代金の入金確認後、その翌日から平成29年3月31日までの期間内において甲乙協議のうえ定める。